（平成22年4月7日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　26 件

国民年金関係　13 件

厚生年金関係　13 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　43 件

国民年金関係　22 件

厚生年金関係　21 件

埼玉国民年金　事案 3027

第１　委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 32 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 57 年 10 月

私は、昭和 57 年５月に会社を退職しその後勤めた会社には厚生年金保険がなかったため、A町役場で国民年金加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年５月に会社を退職した後、A町役場で国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人は、国民年金の種別変更を適切に行っており、申立期間以外に未納期間は無い。

また、１か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3029

第１　委員会の結論

申立人の昭和 55 年２月から 56 年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和７年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 55 年２月から 56 年１月まで

昭和 50 年１月に会社を退職し、厚生年金保険（４種）に加入した。厚生年金保険（４種）は、通算で 20 年間加入することができ、その後は国民年金に加入するよう社会保険庁（当時）から通知があったのでＡ市役所（現在は、Ｂ市役所）で加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険（４種）に加入し、被保険者期間が通算 20 年を経過後に国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が保険料を納付したとしているところ、その妻の納付記録は納付済みとなっている。

また、申立人の所持している確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除の国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、12 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3031

第１　委員会の結論

申立人の昭和 59 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和20年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和59年１月から同年３月まで

私は、昭和 47 年４月ころ老後のためにＡ市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続をし、保険料は夫婦二人分をまとめて私の妻が納付した。国民年金加入期間中はすべて保険料を納付しているので申立期間だけ未納になっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年４月ころ老後のためＡ市役所でその妻と一緒に国民年金に加入し、保険料は夫婦二人分をまとめて申立人の妻が納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年４月ころ夫婦連番で払い出されている上、申立人の妻は、申立期間について国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が３か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3032

第１　委員会の結論

申立人の昭和 55 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 55 年１月から同年３月まで

私は、昭和 47 年４月ころ老後のためにＡ市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続をし、保険料は夫婦二人分をまとめて私が納付した。国民年金加入期間中はすべて保険料を納付しているので申立期間だけ未納になっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年４月ころ老後のためにＡ市役所でその夫と一緒に国民年金に加入し、保険料を夫婦二人分まとめて申立人が納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年４月ころ夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の夫は、申立期間について、国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が３か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3033

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年４月から 38 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 36 年４月から 38 年３月まで
　　　　　　　　　　②　昭和 47 年 10 月から 52 年３月まで

申立期間①については、Ａ地に住んでＢ店を営んでいた時に、たまたま訪ねてきた区役所の集金人に国民年金の加入を勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人に月々納付していた。

申立期間②については、Ｃ市に転居してから夫が亡くなり、国民年金保険料は全額免除してもらっていたが、将来年金がもらえなくなることを知り、会社に勤める前にさかのぼって一括納付した。Ｃ市役所の男の職員に窓口で納付したことを覚えている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人は、Ａ地に居住していた時に、たまたま訪ねてきた区役所の集金人に勧められ国民年金に加入し、月々の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年８月以降に払い出されていることから、現年度納付と過年度納付が可能な期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し前後の国民年金加入者の納付記録を調べた結果、昭和 36 年４月までさかのぼって保険料を納付している者が多数みられることから、申立人も申立期間①の国民年金保険料の納付が可能であったと推認できる。

2　申立期間②について、申立人は、その夫が死亡以後は国民年金保険料を全額免除してもらっていたが、将来年金がもらえなくなると思い、C市役所に行き国民年金課の窓口の職員に免除期間分を全額追納したと申し立てているが、追納期間の保険料は市役所では納付できなかったと考えられる上、追納した金額及び納付状況等の記憶も曖昧で、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年４月から38年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3038

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年 11 月から 45 年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 44 年 11 月から 45 年６月まで

申立期間については、実家の父が集金人に私の分の国民年金保険料を納付していたはずであるが、後日、社会保険事務所（当時）で確認したところ、昭和 44 年 11 月から 45 年 10 月までの国民年金保険料が還付された記録となっていた。納付済期間の国民年金保険料が還付された記憶が無いのに、還付済後の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が集金人に申立人の国民年金保険料を納付しており、その納付した国民年金保険料納付済期間が、後に還付され、未加入期間とされていることに納得がいかないとしているところ、申立人は、申立期間当時、Ａ自治体で勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっておらず、国民年金の強制被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により、還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3049

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年７月から43年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和３年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和36年４月から40年３月まで

②　昭和40年７月から43年３月まで

国民年金の制度が始まった昭和36年ころ、家に区役所の人が加入手続を勧めに２、３回来たので、私だけ加入することにした。国民年金保険料の納付は、最初のころは印紙で払っていたが、すぐに納付書が来るようになってからは、近くの郵便局で払った記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、申立人の納付記録を見ると、特殊台帳により申立期間②が当初の未納期間から、申請免除期間に後から訂正されている様子がうかがえ、申立期間②直前の昭和40年４月から同年６月までの国民年金保険料を第１回特例納付期間中の47年１月17日に特例納付していることが確認できることから、申立人の受給資格期間が23年であったことも踏まえると、受給資格期間を満たさせるために行政側から何らかの納付勧奨があり、昭和40年度以降、未納となっていた期間である申立期間②をあわせて特例納付した可能性も否定できない。

２　一方、申立期間①について、申立人は、自分だけ国民年金に加入し、最初のころは印紙で払っていたが、すぐに納付書が来るようになってからは近くの郵便局で払っていたとしているところ、申立人の国民年金手

帳記号番号は、昭和 36 年９月ころに申立人の夫と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と異なる上、Ａ区において、納付書方式による保険料納付が始まったのは昭和 46 年度からであり、昭和 36 年に加入後すぐに国民年金保険料を納付したとすると、印紙検認による保険料納付の期間がわずかとする申立人の記憶と整合せず、国民年金の加入時期及び保険料納付についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、口頭意見陳述により、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることができなかった。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年７月から 43 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3050

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年４月から46年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和17年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年４月から47年４月まで

会社を辞めた昭和40年２月ころ、母に勧められＡ市役所Ｂ支所で国民年金の加入手続をした。その後何回かは納めない時期もあったが、45年３月に結婚し、Ｃ区役所へ結婚届を出した際、国民年金の変更手続もして、その後の保険料はＤの郵便局で納付した。

昭和45年４月から同年９月までの領収書もあり、Ｅ市へ引っ越しするまで、国民年金保険料は、Ｄの郵便局で納めていたのに未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間のうち、昭和45年４月から46年３月までについて、申立人は、45年３月に結婚届をＣ区役所に出した際、国民年金の変更手続をして郵便局で保険料を納付したと主張しているところ、45年４月から同年９月までの領収証書を所持していることから、昭和45年度の納付書が交付され、申立人が上記期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和44年７月１日に国民年金被保険者資格を喪失しており、上記期間の国民年金保険料は資格喪失後に納付されたものであることから、本来は還付されるべきものであるが、還付手続が行われず、保険料が還付されないまま長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格喪失後の期間であることを理由として、同期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するも

のと考えられる。

２　一方、申立期間のうち、昭和 46 年４月から 47 年４月までについて、申立人は、Ｅ市に転居する 47 年 11 月までＣ区において、国民年金保険料を納付していたとしているが、Ｅ市で発行されたと推認できる国民年金手帳の 47 年５月から 48 年３月までの印紙検認印欄に 48 年４月 28 日付けのＥ市の検認印が押されており、同期間の保険料がＥ市で一括納付されたことが確認できることから、申立人の主張には齟齬がある。

また、上記手帳に「昭和 44 年７月１日資格喪失」、「昭和 47 年５月 18 日資格取得」と記載され、48 年４月の検認印欄に斜線が引かれていることが確認できること、及び上述のとおり 47 年５月の資格取得時点からＥ市で一括納付されていることを踏まえると、申立人は、47 年５月 18 日に資格を取得し、それ以前は未加入期間であったことを承知していたと考えられる。

さらに、申立人が所持する昭和 47 年６月１日にＣ区で発行された国民年金手帳に「昭和 44 年７月１日資格喪失」、「昭和 47 年５月 18 日資格取得」の記載があることから、Ｃ区では同年金手帳が発行される以前に申立人の被保険者資格が喪失していたことを把握していたと推認でき、Ｃ区において、46 年４月から 47 年４月までの国民年金保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人が上記期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに上記期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年４月から 46 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3051

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年３月及び 60 年１月から同年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 48 年４月から 51 年３月まで
　　　　　　　　　　②　昭和 60 年１月から同年３月まで

国民年金保険料は、私がＡ市役所で納めたり口座振替で納めたりしていた。Ａ市役所の窓口で職員から「年金はこれで完了しました。」と言われたので、保険料を未納無く納めていると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①のうち、昭和 51 年３月について、申立人は、申立期間①直後の昭和 51 年度の国民年金保険料を 52 年７月に過年度納付していることがＡ市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、同時点で過年度納付が可能であった 51 年３月の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることがＡ市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況調べにより確認でき、３か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

２　一方、申立期間①のうち、昭和 48 年４月から 51 年２月までの期間について、申立人は、昭和 51 年度の国民年金保険料を 52 年７月に過年度納付していることがＡ市の国民年金被保険者名簿により確認できるが、同時点では 48 年４月から 49 年４月までの期間は時効により保険料を納付できず、同年５月から 51 年２月までの期間は国民年金に未加

入のため制度上保険料を納付することができない。

また、申立期間①のうち、昭和48年４月から49年４月までの期間について、申立人の夫は未納である。

さらに、申立人は、当該期間当時の国民年金保険料の納付状況について記憶が曖昧である上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年３月及び60年１月から同年３月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3053

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年１月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 45 年１月から 55 年３月まで

昭和 44 年ころＡ株式会社を興し、55 年４月に会社を厚生年金保険の適用事業所にするまでは国民年金に加入していた。記憶は定かではないが、45 年１月ころに加入の手続をしたと思う。当時、会社の事務員に加入手続と保険料納付を頼んでしてもらっていたので、私自身は国民年金手帳のこと、加入手続や保険料の納付のことなどの詳細は知らない。今、46 年分の確定申告書の控しかないが、会社設立当時から税務関係は税理士に頼んでいたので、税理士のほうでいろいろ資料は持っていると思う。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間のうち、昭和 46 年１月から同年 12 月までについて、申立人が税務関係の処理を依頼していた税理士から提出された 46 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に国民年金保険料として 5,400 円の記載が確認でき、当該金額は 46 年１月から同年 12 月までの国民年金保険料合計額に一致している。

２　一方、申立期間のうち、昭和 46 年１月から同年 12 月までを除く期間について、申立人は、当時雇っていた事務員にすべて任せきりであったとして、国民年金保険料納付に関する記憶が曖昧（あいまい）であり、保険料の納付状況は不明である。

また、前記税理士から、昭和 45 年から 56 年までの各年の年末調整明細表が提出されたが、これによっても申立人が上記期間の国民年金保険

料を納付していた形跡を見いだすことはできず、ほかに上記期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年１月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3055

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年５月から 48 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 46 年５月から 48 年３月まで

私は、65 歳になって年金の裁定請求に行った際、未納期間があることが分かった。国民年金保険料は、私が夫の保険料を含めて二人分の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫の保険料を含め二人分を納付してきたと主張しているところ、申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、Ａ区の窓口で国民年金保険料を納付してきたとしているところ、Ａ区では、昭和 45 年 10 月から納付書による納付を取り入れたが、申立期間当時は、区役所本所及び出張所においても窓口で保険料収納していたとしており、申立人の主張と符合している。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、申立期間も 23 か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3057

第１　委員会の結論

申立人の昭和 47 年 11 月から 48 年３月までの期間及び 50 年 10 月から 51 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 21 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 47 年 11 月から 48 年３月まで
②　昭和 50 年 10 月から 51 年３月まで

私は、ねんきん特別便が来たので、納付記録を照会したところ、未納期間があることが分かった。申立期間①の国民年金保険料は私が、申立期間②の保険料は妻が納付した。しかも妻の保険料は、申立期間②は納付済みとなっている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年３月 26 日に払い出されており、昭和 48 年度の保険料を 49 年４月に納付した領収証書を所持していることから、49 年３月に加入手続を行ったと推認でき、48 年度保険料を納付した際、短期間である申立期間①の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の額を月額 550 円であると主張しているところ、実際の保険料額に一致する。

２　申立期間②について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持しているＡ市が発行した国民年金保険料納付状況報告書により、昭和 50 年４月から 51 年３月までの保険料が納付されたことが確認できる上、申立人の妻の保

険料は納付済みである。
　また、申立期間②は、６か月間と短期間である。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3061

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年４月から 55 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 23 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 49 年３月から 55 年３月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一括納付したと思うので、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料は、Ａ市役所で交付された納付書に現金を添えて、金融機関の窓口で、夫婦二人分を一括納付したと思うとしており、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和 49 年３月を除き、同年４月から 52 年 12 月までの期間については 55 年５月に特例納付、53 年１月から 55 年３月までの期間については 56 年１月に過年度納付していることが、Ａ市の回答文書及び国民年金被保険者台帳で確認できる。

また、Ａ市では当時、年金相談に来た者に、特例納付用の納付書を市役所の窓口で交付し、金融機関等で保険料を納付するように指導していたとしており、過年度納付についても、本人の希望があれば、納付書を交付したこともあったようだとしていることから、申立人の夫の主張は整合的である。

さらに、申立人は、申立人の夫が昭和 55 年に夫婦二人分の保険料を一括納付したと思うとしており、同年は第３回の特例納付実施期間中であること、申立期間は夫婦二人とも強制加入期間で特例納付の対象となること、申立人の夫が一括納付した際に納付したと記憶している金額が、申立期間のうち 49 年４月から 52 年 12 月までの期間について特例納付により一括納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、その内容に不自然さは見られない。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間のうち昭和 54 年 10 月から 55 年３月までの期間について、「過」のゴム印が押され、申立人の夫の同名簿にも同様の記載があり、申立人の夫は当該期間が過年度納付済みである上、同市が保管する電子データを印字した申立人の「納付記録の照会」にも、当該期間について保険料を過年度納付した旨の記載がある。

その上、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年９月に連番で払い出されており、オンライン記録で収納年月日が確認できる 59 年４月から、申立人の夫が 60 歳到達により被保険資格を喪失する前月の平成 13 年＊月までの期間について、すべての収納年月日が夫婦で同一であることから、夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付が同時に行われていたことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間より後の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、昭和 55 年５月から平成３年６月までは付加保険料を納付し、当該期間以外に保険料を前納した期間もあるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年３月については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっている上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、当該期間の保険料を納付していたものとは推認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年４月から 55 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2891

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、Ａ事業所の資格喪失日を平成７年１月１日に訂正し、６年 12 月の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 43 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成６年 12 月 30 日から７年１月１日まで

Ａ事業所を辞めた時の厚生年金保険の資格喪失日が平成６年 12 月 30 日になっている。雇用保険の離職日は同月 31 日なので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

給与明細書、離職証明書及び雇用保険受給資格者証における離職日の記録により、申立人は、申立期間に、Ａ事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を誤って平成６年 12 月 30 日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る６年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2892

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成３年２月から同年９月までの期間は 36 万円、同年 10 月から４年１月までの期間は 38 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 34 年生

現　住　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年２月１日から４年２月 28 日まで

平成元年から株式会社Ａに勤務し、Ｂ部門でＣ市のＤの店長を務めた。申立期間の給料が低く申請されているので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録（被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録等））によれば、申立人の株式会社Ａにおける厚生年金保険の標準報酬月額は申立人が資格を喪失（平成４年２月 28 日）した後の４年３月６日付けで、３年２月から同年９月までの期間は 36 万円が 20 万円に、同年 10 月から４年１月までの期間は 38 万円が 20 万円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）において、株式会社Ａに係る厚生年金保険料の滞納を確認することができる滞納処分票等の資料が保存されていないことから、当該事業所の滞納状況について確認することができないが、同僚の供述によると、申立期間当時、同社は経営が苦しく給料の遅配があったとしており、このような状況から判断すると、当該事業所は申立期間当時において、厚生年金保険料の滞納があったものと考えるのが妥当である。

また、申立期間に被保険者期間を有する同僚 11 人についても遡及（そきゅう）訂正が認められ、そのうち一人は、記録の訂正が認められている。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及（そきゅう）して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成３年２月から同年９月までの期間を 36 万円、同年 10 月から４年１月までの期間を 38 万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金　事案2896

第１　委員会の結論

申立人のＡ株式会社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を平成５年２月から６年10月までの期間は53万円に、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和26年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和62年７月２日から同年９月１日まで
　　　　　　　　　　②　平成５年２月１日から７年１月１日まで

Ａ株式会社には、昭和60年３月から平成９年12月まで勤務したが、途中、関連会社のＢ株式会社に名義上移籍していた昭和62年７月から同年８月までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。さらに、Ａ株式会社における平成５年２月から６年12月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低くなっている。この２件について調査して、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、平成５年２月から６年12月までの期間に係る申立人のＡ株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、53万円又は59万円と記録されていたところ、７年３月６日付けで、９万8,000円に遡及（そきゅう）して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当時、社会保険事務を担当していた取締役は、厚生年金保険料を滞納していた平成７年ごろに、社会保険事務所（当時）の職員の指示に従い、申立人、ほかの取締役、事業主及び当該取締役自身の４人の標準報酬月額について遡及（そきゅう）訂正を行ったと供述している。

さらに、申立期間②当時、申立人は、当該事業所において、取締役を務めていたものの、その職務範囲は業務管理の領域に限られており、事業主及び社会保険事務を担当していた取締役は、申立期間②に係る標準

報酬月額の遡及訂正処理の事実を申立人に伝えることは無かったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成５年２月から６年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要と認められる。

２　一方、申立期間①について、オンライン記録によると、Ａ株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者資格は昭和62年７月２日に喪失し、同年９月１日に再度取得しているところ、申立人は、「当該期間には形式的にＢ株式会社へ移籍したが、多くの時間は引続きＡ株式会社の仕事を行っており、給与も引き続きＡ株式会社から支払われていたはずだ。」と主張している。

また、Ａ株式会社及びＢ株式会社の事業主は、両者とも、「Ｂ株式会社に移籍させていた期間も、Ａ株式会社で給与を支払っていたと思う。」と供述している上、Ｃ金庫Ｄ支店から提供された申立人の普通預金口座の「出入金記録表」により、給与支払者は確定できないものの、申立期間①も継続して申立人に給与が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、Ｂ株式会社へ移籍した形がとられたのは設立間もない同社において、自身をＥとして登録するためであったと供述しており、Ｆ県の「Ｅ登録の手引き」によると当該資格者はほかの法人で兼務することは認められないとされているところから、申立期間①当時もＡ株式会社の社員であり同社における厚生年金保険被保険者でありながら、Ｂ株式会社で代表取締役となっていた同社の事業主や、Ｂ株式会社の業務を行うことは無かったとされるＡ株式会社の申立人以外の同僚とは、同社における事情が異なっていたことが認められる。

さらに、オンラインの記録では、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額が47万円、２か月後の再取得時の標準報酬月額が30万円と記録されていることが、「申立期間①前まではＧ職として相当額の歩合給を得ていたが、申立期間①当時からＨ職に転換したため、給与が低下した。」とする申立人の供述と整合することから、当該被保険者資格の喪失及び取得の届出がオンラインの記録どおりに行われたことが認められる。

加えて、Ａ株式会社は既に解散し、Ｂ株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社における当時の人事記録及び給与関係の書類は確認ができない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人

の申立期間①における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2898

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年６月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和26年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年５月16日から同年６月１日まで

昭和 45 年３月６日から現在まで継続して、Ｂ株式会社に勤務しているが、同年６月にＡ株式会社Ｃ支店に転勤した時の１か月間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。

Ａ株式会社に入社以来、現在に至るまで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社から提出された社内経歴（人事記録）、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 45 年３月６日から現在まで同社に継続して勤務していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が「申立人のＡ株式会社から同社Ｃ支店への異動の発令日は、昭和45年５月16日付けであり、通常社会保険の得喪を１日付けとするところ、誤って発令日で届け出してしまったと思われる。」と供述しており、また、申立人と同日にＡ株式会社に入社し、申立人が同社Ｃ支店に転勤となった日以後に、同様に同社同支店に転勤となった同僚が「申立人は、45 年６月に社内異動により、同社Ｃ支店に転出と記憶している。」と供述していることから、45 年６月１日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における昭和 45 年４月の社会保険事務所（当時）の記録から、３万 3,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のＡ株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和 45 年６月１日で届出するところ、同社Ｃ支店への転勤を発令した日である同年５月 16 日と誤って届出したことを事業主は認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年５月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2899

第１　委員会の結論

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 40 年３月１日、資格喪失日は同年 10 月 26 日であると認められることから、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 40 年３月から同年９月までの標準報酬月額は２万 2,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 14 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和40年３月１日から同年10月26日まで

②　昭和48年１月から平成６年12月30日まで

社会保険庁（当時）の記録では、Ａ町にあるＢ株式会社で勤務していた昭和 40 年３月から同年 10 月までの期間の厚生年金保険の加入記録（申立期間①）とＣにあるＤを製造している株式会社Ｅに勤務していた 48 年１月から平成６年 12 月末までの期間の厚生年金保険の加入記録（申立期間②）が無い。株式会社Ｅを退職後、住所を４か所移転したため資料等を紛失したので、全くわからない状態である。調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、Ｂ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と漢字氏名が「Ｆ」と同一であり読み方が「Ｇ」（申立人は「Ｈ」）と相違しており、かつ、生年月日が１年遅れの「昭和 15 年＊月＊日」となっている厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険手帳番号＊）が存在し、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、複数の同僚から、「昭和 40 年３月ころから同年 10 月ころまでＩ県出身のＨさんといっしょに勤務し、遊びに行ったりしていた。当時、会社には、Ｈという人が一人しかいなかった。同姓同名の人も、Ｇとい

う人もいなかった。」との供述がある上、申立人の本籍地及び出生地がＩ県であることが戸籍謄本で確認できることから判断すると、当該記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、２万 2,000 円とすることが妥当である。

２　申立期間②について、株式会社Ｅの事業主が、「申立人は正社員であり、申立人の入社時期は、おおよそ会社設立日の昭和 50 年 12 月である。」と供述していること、及び同社における申立人に係る雇用保険被保険者記録の離職日が平成６年 12 月 29 日（取得日は昭和 62 年４月１日）であることから、申立人は、申立期間②のうち、50 年 12 月から平成６年 12 月 29 日までの期間を同社の正社員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると株式会社Ｅが初めて厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が同社を退職した後の平成 20 年８月１日であることが確認できる。

また、事業主は、「平成 20 年８月１日より前に会社が社会保険に加入していたことはないので、申立期間②について、申立人の被保険者資格の取得や喪失等の届出は行っておらず、従業員の給与から保険料の控除は、一切行っていない。」と供述している。

なお、株式会社Ｅが厚生年金保険の適用事業所になった平成 20 年８月１日に同社において、厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる女性事務員は、「会社が社会保険に加入する４年前から、ここに勤務しているが社会保険に入る前に保険料は控除されていなかった。社会保険に加入して初めて給与から保険料が控除された。全員が同じ扱いであった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2901

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社ＡのＢ工場における資格喪失日に係る記録を昭和 50 年 12 月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 25 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 50 年 11 月 21 日から同年 12 月１日まで

オンライン記録では、株式会社ＡのＢ工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 50 年 11 月 21 日に、同社本社における資格取得日が同年 12 月１日となっている。実際には同年 12 月１日に同社Ｂ工場から同社本社に異動したものである。当該異動の事実が確認できる従業員台帳を提出するので、当該申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた辞令の写し、従業員台帳、申立人から提出を受けた従業員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社ＡのＢ工場に継続して勤務し（昭和 50 年 12 月１日に株式会社ＡのＢ工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社ＡのＢ工場における昭和 50 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の株式会社ＡのＢ工場における厚生年金保険被保険者資

格喪失手続の誤りを認めていることから、事業主が昭和 50 年 11 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2904

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 58 年９月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和９年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 27 年８月１日から 29 年 11 月１日まで
②　昭和 32 年７月 10 日から 33 年８月１日まで
③　昭和 33 年８月１日から 35 年２月 10 日まで
④　昭和 58 年９月１日から同年 10 月１日まで

申立期間①及び②について、昭和 27 年８月１日から 33 年７月 31 日までＢ株式会社に継続して勤務していたが、27 年８月１日から 29 年 11 月１日までの期間及び 32 年７月 10 日から 33 年８月１日までの期間の被保険者期間が欠落している。

申立期間③について、昭和 33 年８月１日から 43 年 10 月１日まで株式会社Ｃに勤務していたが、33 年８月１日から 35 年２月 10 日までの期間の被保険者期間が欠落している。

申立期間④について、昭和 58 年９月１日から 59 年 12 月 31 日までＡ株式会社に勤務していたが、給与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、58 年９月１日から同年 10 月１日まで１か月の被保険者期間が欠落している。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間④については、申立人が提出した給与明細書により、申立人

は、申立期間④にＡ株式会社に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
　また、申立期間④の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。
　なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に故人となっていることから照会できないが、Ａ株式会社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日が、雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年９月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立期間①及び②については、法務局に照会したもののＢ株式会社の商業登記簿謄本は確認できず、事業主の所在は確認ができない上、申立人は、当時の当該事業所における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。
　そこで、Ｂ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入し所在の確認できた唯一の同僚に照会したが、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。
　また、適用事業所名簿及びＢ株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社が社会保険の適用事業所となった日は昭和 29 年 11 月１日と記載されており、申立期間①は適用事業所ではない上、同日付けで健康保険整理番号１番から７番（申立人を含む。）までの７人が厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、同日より前に資格を取得した者は確認ができない。
　さらに、Ｂ株式会社に係る上述の両名簿には、適用事業所ではなくなった日が昭和 32 年７月 10 日と記載されており、同日付けで申立人も含む被保険者 12 人のすべてが資格を喪失し、同日より後の期間に厚生年金保険の加入記録がある者は確認ができない。
　このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3　申立期間③については、同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間③において、株式会社Ｃに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Ｃの現事業主は、「自分が子供のころに申立人が働いていたような記憶はあるが、当時の事業主は他界し、当時のことを知る従業員もいないことから、申立人が勤務していたことを確認することはできない。また、厚生年金保険関係に関する資料は、昭和 51 年８月以降のものしか残っていない。」と回答している。

また、申立人は、当時の株式会社Ｃにおける上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、株式会社Ｃに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる５人に照会したが、回答のあった３人のうち一人は、「私が入社した昭和 33 年７月には会社は社会保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった。株式会社Ｃが社会保険の適用事業所となった 35 年２月 10 日に社会保険に加入した。」と供述しており、ほかの一人は、「入社時（34 年）に、事業主から、事業所が社会保険の適用事業所となったら加入してもらうと言われた。」と供述しており、残りの一人は、「35 年１月ごろ、社会保険事務所の職員が来社し、事業主に社会保険の適用を勧めていた。」と供述している。

さらに、適用事業所名簿及び株式会社Ｃの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が、社会保険の適用事業所となった日は昭和 35 年２月 10 日と記載されており、申立期間③は適用事業所ではない上、同日付けで健康保険の整理番号１番から 10 番までの 10 人(申立人を含む。)が、厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、同日より前に資格を取得した者は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2906

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年２月 15 日から同年３月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社における資格取得日に係る記録を同年２月 15 日、資格喪失日を同年３月 21 日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 17 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年１月１日から同年４月１日まで

私は、昭和 60 年１月１日から同年３月 31 日までＡ株式会社に在籍し、Ｂ施設にＣ職として派遣されていた。同年２月分及び同年３月分の給料明細書があり、同年３月分給料明細書には１か月分の厚生年金保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の提出した給料明細書及び申立人の当時の職場に関する供述から、申立人は、Ａ株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の勤務時期について事業主は、「当社の給与支払は毎月 20 日が締め日、月末払い、厚生年金保険料控除は翌月である。提出された昭和 60 年２月分の給料明細書に出勤実績５日との記載がなされているところ、厚生年金保険料控除額の記載が無いこと、入社当初から連続欠勤は考え難いことなどを考慮すると、申立人の入社時期は、同年１月ではなく同年２月 15 日と推定される。また、同年３月分の給料明細書からは、申立人が同年２月の厚生年金保険料を会社から控除され、少なくと

も同年３月 20 日まで当社に勤務していたことが分かる。」と供述している。

一方、申立人は、当時の勤務について「毎週日曜日が休日であり、昭和 60 年３月 31 日まで勤務した。」と供述しているが、当時の同僚に照会しても同年３月 31 日まで勤務したとの供述は得られない。

さらに、事業主は申立人の人事記録等は無いと供述している上、申立期間の事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、雇用保険の加入記録も無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年２月 15 日から同年３月 20 日まで同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 60 年２月の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険の届出、納付共に不明としているが、給料明細書から雇用保険の控除額も確認できるところ、雇用保険の加入記録も確認ができないことから、社会保険事務所（当時）及び職業安定所に事業主が保険料を納付したにもかかわらず、双方とも記録を行わなかったことは考え難く、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2912

第１　委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 43 年４月１日、喪失日は同年５月１日であったと認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、株式会社Ｂ）における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は２万 6,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 21 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 43 年４月１日から同年５月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、Ａ株式会社Ｃ工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 43 年５月１日となっているが、同社には同年４月１日から勤務しており、この間の被保険者期間が１か月欠落している。同社には、大学卒業後から勤務しており、同年４月１日から厚生年金保険被保険者であったことを証明する厚生年金保険被保険者証があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び株式会社Ｂから提出された人事記録により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間をＡ株式会社Ｃ工場における被保険者期間として申し立てているものの、Ａ株式会社は、申立人を同事業所の被保険者として、昭和 43 年４月１日を申立人の被保険者資格取得日として社会保険事務所に届け出ていることが厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びＡ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる。

一方、Ａ株式会社が昭和 43 年７月１日に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっているにもかかわらず、被保険者名簿には申立人の被保険者資格喪失日に係る記載が無いことから、当該事業所における申立人の被保険者資格喪失日は確認ができないものの、申立人が同社Ｃ工場において、同年５月１日に被保険者資格を取得している上、雇用保険の被保険者記録が継続していることを踏まえると、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日を同日とすることが妥当である。

　なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における申立人の記録から、２万6,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金　事案2914

第１　委員会の結論

１　申立人の申立期間①のうち平成９年４月及び同年５月に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

２　申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

３　申立期間③における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 10 年９月 21 日であると認められることから、申立人の株式会社Ａにおける資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和39年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成９年４月１日から同年10月１日まで

②　平成９年10月１日から10年９月11日まで

③　平成10年９月11日から同年９月21日まで

株式会社Ａに勤務していた期間のうち、平成９年 10 月から 10 年８月までの標準報酬月額の記録が 28 万円から９万 2,000 円に引き下げられているのはおかしい。当該期間の標準報酬月額の記録を訂正前の記録に戻してほしい。

また、平成９年４月から同年９月までの標準報酬月額は 26 万円と記録されているが、給料支払明細書の総支給額が 28 万 5,000 円の月がある。当該期間の標準報酬月額の記録についても調べてほしい。

さらに、平成 10 年９月 11 日から同年９月 21 日までの期間についても、株式会社Ａに勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち平成９年４月及び同年５月の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書に記載された保険料控除額及び報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成９年６月１日から同年 10 月１日までの期間については、上記の給料支払明細書の報酬月額又は保険料控除額を基に算出した標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、標準報酬月額の訂正の必要性は認められない。

なお、事業主が申立人の平成９年４月及び同年５月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

２　申立期間②については、申立人が申立期間②当時勤務していた株式会社Ａは、平成 10 年９月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である同年９月 22 日に、９年 10 月の定時決定を取り消した上で、同年 10 月から 10 年８月までの期間について、当初記録されていた 28 万円から９万 2,000 円に遡及（そきゅう）して訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

なお、株式会社Ａにおいて、厚生年金保険被保険者であった複数の者

の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に、定時決定を取り消した上で減額訂正されていることが確認できる。

また、年金事務所提出の不納欠損整理簿に、厚生年金保険料として516 万 8,016 円と記載されており、Ｂ事務センターでは、同整理簿の記載内容は、対象期間は不明であるが当該保険料が平成 14 年９月 24 日付けで不納欠損として決議されているとの趣旨であるとしている。

さらに、申立人から提出された遡及訂正期間の一部期間の給料支払明細書から、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる。

加えて、申立人は、Ｃを主業務とし、社会保険手続等の業務には関与していないと主張している上、商業登記簿によると、申立人は取締役には就いておらず、同僚からも、申立人の主張と同様な供述があった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、28 万円に訂正することが必要と認められる。

３　申立期間③については、オンライン記録から、株式会社Ａが厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成10 年９月 11 日までであり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間③において、法人格を有していたことから、申立期間③当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の平成 10 年９月 22 日付けで、上記２の標準報酬月額の遡及減額訂正処理と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、離職日が平成 10 年９月 20 日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成 10 年９月 21 日とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金　事案 2916

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Ａ（現在は、Ｂ株式会社）における資格喪失日に係る記録を平成５年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 46 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成５年３月 31 日から同年４月１日まで

平成２年４月１日に株式会社Ａに入社し、５年４月１日付けでグループ会社であるＣ組合（現在は、Ｄ組合）に転籍したが、株式会社Ａの厚生年金保険の資格喪失日が同年３月 31 日となっているため、同年３月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。グループ会社内の転籍であり、現在も雇用関係は続いているので、同年３月分も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社から提出された申立人の社員台帳、在職証明書及び源泉徴収簿兼賃金台帳並びに雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、株式会社Ａに申立期間も含めて継続して勤務し（平成５年４月１日に株式会社ＡからＣ組合に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、Ｂ株式会社から提出された申立人の源泉徴収簿兼賃金台帳に記載の平成５年３月の報酬額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険料を給与から控除しており、ほかの社員分と合算して納付しているはずだとしているが、事業主が資格喪失日を平成５年４

月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年３月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年３月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2917

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社Ｂ工場における資格取得日に係る記録を昭和 38 年 10 月１日に、資格喪失日に係る記録を 40 年３月８日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和２年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 38 年 10 月１日から 40 年３月８日まで

Ａ株式会社Ｃ工場から昭和 38 年 10 月１日付けで同社Ｄ工場に転勤し、40 年３月８日に同社本社に転勤した。このＤ工場の記録が抜けているので、申立期間を厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社提出の辞令一覧、申立人提出の職歴表及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人がＡ株式会社に継続して勤務（昭和 38 年 10 月１日にＡ株式会社Ｃ工場から同社Ｄ工場に異動）したことが認められる。

また、事務センター及び年金事務所では、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿にＡ株式会社Ｄ工場が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認ができないとしているところ、申立人が申立期間の前後に勤務していた同社Ｃ工場及び同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人と同時期に同社Ｄ工場に勤務していた同僚は同社Ｂ工場において、厚生年金保険被保険者記録がある（昭和 40 年３月８日被保険者資格喪失）上、同社では、Ｅ組合に申立期間当時提出した健康保険喪失通知書控から、40 年３月７日に申立人及び前記の同僚はＢ工場において、資格喪失していることが確認できるとしていることから、同社においては、申立期間当時、同社Ｄ工場

に勤務していた申立人及び同僚（一人）については、同社Ｂ工場において、厚生年金保険に加入させる取扱いであったと推認される。

なお、申立期間当時、Ａ株式会社Ｃ工場において、同社Ｄ工場の業務に関与していたとする同僚は、同社Ｄ工場に勤務していた従業員は二人であったことを供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から３万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が無く不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から40年２月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 2918

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は分社化し、Ｂ株式会社及びＣ株式会社。）における資格取得日を昭和 60 年４月１日に訂正し、同年４月の標準報酬月額に係る記録を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 34 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年４月１日から同年５月１日まで

Ａ株式会社において昭和 60 年２月ころから同年８月ころまで勤務した。60 年４月ころ同社から厚生年金保険に加入させる旨の説明を受け、同年５月支給分から同年８月支給分までの４か月間にわたり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。しかし、同社における厚生年金保険の被保険者期間が 60 年５月から同年７月までの３か月間とされ、同年４月分の１か月間の欠如があることに納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに事業主が提出した申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定確認通知書」及び厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、申立人は、Ａ株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 60 年５月１日に取得し、同年８月 31 日に喪失していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者期間は、昭和 60 年５月１日から同年８月 30 日までであることが確認できる。

しかし、申立人の提出した給与明細書から、申立人は、昭和 60 年２月から同年８月まで同社において継続勤務し、このうち同年５月から同年８月までの各月において事業主により厚生年金保険料を給与から控除さ

れていることが確認できる上、事業主は当時の厚生年金保険料は翌月控除であると供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得日を昭和60年４月１日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 60 年４月の給与明細書における報酬月額（10 万 3,280 円）から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定確認通知書により、事業主は昭和 60 年５月１日を資格取得日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 60 年４月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金　事案3028

第１　委員会の結論

申立人の昭和57年12月から62年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和28年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和57年12月から62年３月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫がＡ小学校前の郵便局で夫婦二人分の保険料の納付をしてくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫がＡ小学校近くの郵便局で納付したはずであると主張しているが、申立人及びその夫は、国民年金の手続をした時期や保険料額に関する記憶が曖昧（あいまい）である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号「＊」の国民年金手帳を所持しているが、この国民年金手帳記号番号は昭和62年３月ころに払い出されており、このときに国民年金の手続をしたと推認できることから、申立期間の過半は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3030

第１　委員会の結論

申立人の昭和57年７月から58年７月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和８年生
住　　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和57年７月から58年７月まで

昭和57年７月に会社を退職した後、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間のころの国民年金保険料については、夫婦で納付していたと記憶しており、未加入となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年７月に会社を退職した後、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は夫婦で納付したと主張しているが、申立人及びその妻は、加入手続をした時期や当時の保険料額などの記憶が曖昧(あいまい)である。

また、Ａ市被保険者名簿及び特殊台帳には、昭和50年２月１日に国民年金の被保険者資格を喪失し、58年８月１日に資格取得した記録があり、Ａ市役所の記録とオンライン記録が一致していることから、申立期間は未加入であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3034

第１　委員会の結論

申立人の昭和37年４月から39年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和14年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年４月から39年３月まで

私は、昭和36年の春から、Ａ業をしている家に住み込みで働き始め、しばらく経ったころ、Ｂ区役所から訪ねてきた職員を通して国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳が交付されたが、当時は国民年金保険料を納めていなかった。このころは、Ｂ区の職員が各戸を訪問して国民年金の発足を宣伝して回っていた。37年４月に夫と暮らし始めた時にアパートの近所にあるＣ町の出張所に国民年金保険料を納めに行ったが、自分の分だけを納めていた。その後、Ｄ区に転居したが、引っ越しの際に国民年金手帳を紛失したので再発行を受けた。Ｂ区で納付していた分が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころ国民年金加入対象者に国民年金への届出促進のため戸別訪問で訪れたＢ区の職員を通して国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の夫と暮らし始めた37年４月ころから、近所のＣ町出張所に毎月、国民年金保険料を持って行き、国民年金手帳が領収印で一杯になった記憶があると申し立てているが、申立期間当時は、国民年金保険料の納付は印紙検認方式であったこと、保険料は３か月ごとの納付であったこと、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、38年３月11日に払い出されていることから、申立人の加入手続の時期、保険料の納付状況等の記憶に齟齬（そご）がみられる。

また、申立人は、その夫の国民年金の加入手続についての記憶は無いとしているが、その夫の国民年金手帳記号番号は申立人と同日の昭和38年

３月 11 日に申立人と３番違いで払い出されていることから、申立人と一緒に加入手続を行ったと考えられ、申立期間は、その夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3035

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年９月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　明治43年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年９月から38年10月まで

私の父親は亡くなっているが、国民年金に加入し、母親と一緒に保険料を納付していた。Ａ市役所から父親あてに送付されたと思われる「国民年金加入者の皆様へ」、「手帳の取扱の変更についてのお知らせ」、「国民年金保険料の納付の方法が変わりました」の３通の通知がある。父親は厚生年金保険から外れたので国民年金に加入していたと思われる。申立期間が未納となっていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人の長女は、申立人が会社退職後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の長女は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人は、既に他界している上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の記憶も曖昧（あいまい）であり、国民年金の加入状況、納付状況は不明である。

また、Ａ市役所から申立人あてに送付されたとする３通の通知書は、書面の記載内容から昭和44年ころから46年ころにかけて作成されたものと考えられることから、通知書は当時国民年金に加入していた申立人の妻あてに送付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3036

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年３月から 51 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 26 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 46 年３月から 51 年３月まで

申立期間に勤務していた会社では厚生年金保険への加入が無かったので、老後のことを考えて国民年金に加入した。保険料は 20 歳のときから納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料額、納付方法及び加入手続の場所等について記憶が無く、国民年金への加入や保険料納付の状況が不明である上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立期間当時の住所地であるＡ区の国民年金保険料納付リストによると、申立人が初めて納付したのは昭和 51 年４月の保険料であったことが明確に記載されており、訂正等が行われた形跡は無く、不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年３月 24 日に払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間となる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3037

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年３月から50年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和22年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨等

申　立　期　間　：　昭和42年３月から50年３月まで

昭和42年３月から50年３月までの国民年金保険料納付記録について、Ａ社会保険事務所（当時）に照会したところ納付の事実の確認ができないとの回答であった。

申立期間の国民年金保険料は、Ｂ区かＣ区で転入手続をした際に国民年金への加入を勧められて、その際に加入以前の保険料の未納分を納めるよう説得され、「納付は国民の義務。」と思い、納付した記憶があることから、未納というのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、Ｄで比較的収入がよかったことから、「昭和50年ころにＣ区又はＢ区へ転居して区役所の窓口で勧められて国民年金へ加入した際に、『今なら今までの分を全部納められますよ。』と強く勧められたことから納付を決意して、その後郵送された納付書にしたがって金融機関で納付したことを記憶している。」と述べているが、申立人の申立期間前後の住所地であるＣ区、Ｅ区及びＦ区に国民年金の被保険者記録を照会したところ、いずれも「国民年金の被保険者記録は保存されておらず不明。」と回答しており、国民年金の被保険者資格の取得について確認することができなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はＢ区において、昭和52年１月27日に払い出されており、申立人が同区において、国民年金手帳記号番号払出日における保険料納付可能期間である50年４月までさかのぼって国民年金保険料を納付したことが認められることから、申立人が「今なら今までの分を全部納められますよ。」と勧められた国民年金保険料は、

当該過年度分の保険料を示していたものと考えるのが自然である。

さらに、氏名検索において、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の資料も無い。

加えて、ほかに申立期間において、国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3039

第１　委員会の結論

申立人の昭和 55 年６月から 60 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 35 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 55 年６月から 60 年３月まで

申立期間の国民年金保険料は、父母が家族４人分の保険料をまとめて金融機関で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父母が家族４人分の保険料をまとめて金融機関で納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和 60 年４月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述は得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の父母は、申立期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の弟も 20 歳から国民年金に加入して保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付したとするその父母は、申立人に係る国民年金への加入時期、保険料納付に関する記憶が曖昧（あいまい）であり、申立人も保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3040

第１　委員会の結論

申立人の平成元年３月から４年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 44 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成元年３月から４年９月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたのではないかと母から聞いた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親から、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと聞いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成６年８月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、納付したとする申立人の父親は既に他界しており証言が得られない上、その母親の申述も、申立人の父親から聞いたようだとする程度であいまいであることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見られず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3041（事案2005の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年５月から44年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和10年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年５月から44年３月まで

昭和42年５月ころ、Ａ区役所Ｂ出張所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その後、毎月国民年金保険料を納付した。

また、昭和43年３月にＣ市に転居後、Ｃ市役所の窓口で国民健康保険の加入手続とともに国民年金の住所変更手続をし、保険料を納付した。未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が国民年金への加入手続を行った形跡がみられないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明であり、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年６月26日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、申立人は、国民年金加入の際に発行される国民年金手帳を受領したとする認識が無い上、申立期間当時の国民年金保険料の納付は印紙検認方式であったことから、納付の際、印紙を購入し年金手帳に添付する必要があったが、これらの記憶も無いとしていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

申立人は、納付記録が無いことに納得できないと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3042

第１　委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名 ：　女
基礎年金番号 ：
生 年 月 日 ：　昭和 42 年生
住　　　　所 ：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間 ：　昭和 62 年 10 月から 63 年３月まで

申立期間について、私が専門学校の学生であったため、昭和 62 年 10 月に父が国民年金への加入手続をＡ区役所でしてくれた。申立期間の国民年金保険料も父が納付してくれていた。父が納付してくれていた期間が未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が専門学校の学生であったため、その父が昭和 62 年 10 月に国民年金への加入手続をＡ区役所でし、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成４年５月から同年６月までのころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人の父は国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧(あいまい)であり、申立人も国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3043

第１　委員会の結論

申立人の平成元年２月から３年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 44 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成元年２月から３年３月まで

私が大学に通学していた平成元年３月ころにＡ市役所から 20 歳になったので国民年金に加入するように勧奨状が郵送されてきた。母親が自転車でＡ市役所に行き加入手続を行い、同封されていた保険料納付書により市役所内のＢ銀行(現在は、Ｃ銀行)で、国民年金保険料を現金で納付した。その後は、送られてきた納付書により母親が市役所内の銀行で１年分ずつ前納していた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成元年３月ころＡ市役所から郵送されてきた勧奨状によりその母が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、Ａ市では元年当時、20 歳到達者に国民年金の個人あて加入勧奨及び書状の郵送による加入勧奨をすることはなかったとしている。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号が付番されており、氏名検索を行っても国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認ができないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人及び国民年金の加入手続をしたとする申立人の母も申立期間当時に交付されたはずの国民年民手帳についての記憶は無いとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3044

第１　委員会の結論

申立人の平成11年９月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和50年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成11年９月から同年11月まで

Ａを辞めた平成11年９月ころＢ区役所に自身で行き厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたが、国民年金保険料は納付しなかった。

結婚した平成12年11月から13年初めころに銀行預金を引き出して、Ｃ市の実家や転居したＤ市（現在は、Ｅ市）に郵送された勧奨状に付いていた国民年金保険料の納付書によって延滞金を含め保険料の倍額の８万円から９万円を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成11年９月ころＢ区役所に自身で行き厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、国民年金保険料の納付場所を覚えていないなど、納付に関する記憶は曖昧(あいまい)である。

また、申立人は、納付した国民年金保険料額は延滞金を含めて倍額の８万円から９万円であったとしているが、過年度保険料に延滞金が課されることは無い上、オンライン記録により、平成12年１月21日以降に加入勧奨されていることが確認でき、Ａを辞めた11年９月ころＢ区役所で国民年金への切替手続をしたとする申述とは異なる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3045

第１　委員会の結論

申立人の昭和 40 年６月から 44 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 20 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 40 年６月から 44 年 10 月まで

20 歳になった昭和 40 年ころ、当時はまだ学生だったが、裁判官であった父の勧めで国民年金に加入した。国民年金保険料は両親が納付し 44 年に結婚しＡ市（現在は、Ｂ市）に転居するとき、母から「大切なもの」と国民年金手帳を渡され、Ａ市のＣ団地内にあった市の連絡事務所の窓口で氏名変更などの手続をして、初めて自分で国民年金保険料を納付した。母から渡された国民年金手帳は、Ａ市で手続をしたときに市役所に渡して、新しい手帳をもらった。母は、父が５人の娘達が 20 歳になると国民年金に加入し、娘達が嫁に行く時に国民年金手帳を持たせたと言っており、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに国民年金に加入し、その両親が保険料を納付してくれ、結婚したときにその母から国民年金手帳を受け取り、その手帳はＡ市での手続のときに提出し、代わりに現在所持している国民年金手帳の交付を受けたと主張しているが、現在所持している国民年金手帳の記号番号は、結婚後、Ａ市で国民年金に任意加入したときに払い出されたものであり、申立内容に齟齬（そご）がある。

また、申立人の母は、娘達が 20 歳になったときに国民年金に全員加入させ保険料を納付したと申述しているが、申立人の姉は、結婚後の昭和 46 年に国民年金に任意加入しており、申述と異なる。

さらに、申立人は、昭和44年11月12日に国民年金に任意加入しており、その時点では、申立期間は制度上保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たら

ない。

加えて、口頭意見陳述により、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3046

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年４月から 43 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 21 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年４月から 43 年３月まで

私は、Ａ区のＢ店に住み込みで働いていたときに、成人式に出席して国民年金の話を聞き、国民年金に加入した。加入手続のことはよく覚えていないが、水色の国民年金手帳をもらったように記憶している。

当時、毎月の手当から税金は控除されていたが、国民年金は控除されていなかったので自身で区役所に行って納付し、保険料は何か月分かまとめて納付した。母親から借金し遅延して納付したこともあり、区役所に行くのが気後れしたのを覚えている。国民年金保険料は１回分 500 円か 600 円くらいを納付した記憶がある。平成になって火災により国民年金手帳などの資料を消失してしまったが、結婚する前の期間の国民年金保険料をすべて納めなかったことはあり得ない。若いころ一所懸命に納めた国民年金が未納とされており、納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、国民年金第３号被保険者の資格取得手続を昭和 61 年６月 23 日に行い、第３号被保険者資格を同年４月１日に取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は同年６月ころ払い出されたと推認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人がＣ市（現在は、Ｄ市）に居住していた昭和43年９月ころ、同市で申立人の旧姓「Ｅ」と同じ姓名で、生年月日が申立人と近似し

ている「昭和21年＊月＊日」であることから、申立人に払い出されたと推認できる国民年金手帳記号番号が確認できるが、同記号番号に係る納付記録を見るとすべての期間が未納である上、この記録はＣ市に在住中は国民年金保険料を納付したことがないとする申立人の申述と符合していることから、申立人が国民年金に加入したのはＣ市である可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3047

第１　委員会の結論

申立人の平成２年８月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 33 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年８月から同年 12 月まで

私は老後のことを考え、年金の納め忘れが無いようしてきており、夫が転職した場合は、必ず私の年金手続も行って保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は、平成８年７月に国民年金第３号被保険者の特例認定に基づく被保険者資格の得喪記録の訂正により生じた未納期間であり、記録訂正の時点では時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、その夫の転職の都度国民年金の手続を行ったと主張しているが、その夫の転職により申立人が資格種別変更をする必要があったのは申立期間を含め２回であり、そのうち昭和58年２月にその夫が会社を辞めたときには申立人は種別変更手続を行っておらず、申立人の申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3048

第１　委員会の結論
　申立人の昭和44年２月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和44年２月から50年12月まで
　私が20歳のころ母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれた。保険料の納付方法ははっきりせず、村の神事の集まりの時か、納税組合に納付してくれていたのではないかと思う。当時生活は苦しく民生委員から国民年金を一時止めたらと言われ、保険料を納付しなかった期間があると母が言ったような記憶があり、実際の納付期間は分からない。母が手渡してくれた当時の国民年金手帳は紛失し、手帳の色の記憶は無いが、中に四角の枠取りがあり赤い朱肉で印が押されていた。20歳に加入した国民年金の申立期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由
　申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は高齢のため事情を聞くことができず、加入手続及び納付状況は不明である。
　また、Ａ町（現在は、Ｂ市）の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は、昭和51年１月16日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は制度上さかのぼって納付することのできない期間である上、申立人の氏名検索調査を行ったが別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。
　さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3052（事案 1270 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の昭和 39 年１月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 19 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 39 年１月から 50 年３月まで

国民年金の加入手続及び保険料納付は母がしてくれた。妹も「母から兄の年金をかけているという話を聞いている。」と証言している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入手続及び保険料を納付をしたとする申立人の母が既に他界しており、申立人自身も直接関与しておらず、申立期間当時の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す事情として新たにその妹の証言を提出したが、妹の証言からは申立期間当時の保険料納付をうかがわせる事情をくみ取ることまではできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3054

第１　委員会の結論

申立人の平成９年３月及び同年４月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 45 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成９年３月及び同年４月

平成９年３月から 11 年３月までの 25 か月分が未納であった。11 年４月の再就職後だったと思うが、未納分の納付書が届いたと母から聞き、９年３月分を 11 年４月に、９年４月分を 11 年５月にＡ郵便局で母に納付してもらった。その後、一括して納付できることを郵便局で知り、９年５月から 11 年３月分までを 11 年６月に一括納付した。９年３月と同年４月分の領収書は無いが、９年５月から 11 年３月までの各月の領収書はあり、全部で 30 万 400 円であった。申立期間が未納とされていることには納得がいかない

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書により平成９年５月から 11 年３月までの納付書が 11 年６月８日に発行されていること、オンライン記録によりＢ社会保険事務所（当時）において、申立人が 11 年４月 23 日以降に加入勧奨されていること、及び申立期間を過年度納付するには、４月末日以前に少なくとも１回別の納付書が発行されていなければならないが、申立人の母は、納付書が届いたのは１回のみであるとしていることから、申立人に交付された納付書は、申立人が所持している 11 年６月８日に発行されたもののみであると推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3056

第１　委員会の結論

申立人の平成 15 年４月及び同年５月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和18年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成15年４月及び同年５月

私は、国民年金保険料の納付記録の照会がきて、申立期間が未納となっていることに驚いた。申立期間の請求書を見ていないが保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の国民年金保険料が納付済みであることから申立期間の保険料を納付していると主張しているが、申立人の申立期間直前の平成 15 年３月の保険料は同年４月に現年度納付されており、申立人の妻の保険料は、申立期間を含む同年３月から同年５月までの保険料が同年５月（過年度納付）、同年 11 月及び 16 年２月にそれぞれ納付されているなど、夫婦一緒に納付していたものと認められない。

また、申立期間の国民年金保険料について、会社を辞めた後に離職票が自己都合になっていたのを会社都合に直すのに２か月かかったので、保険料の納付を覚えていないとするなど、保険料の納付に関する記憶が曖昧（あいまい）である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案 3058

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年 12 月から 48 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 20 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年 12 月から 48 年３月まで

私は、結婚した昭和 47 年 11 月ころ、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、48 年に入ってからさかのぼって納付できる申立期間の国民年金保険料を２、３か月分ずつ分割して納付してきた。満 60 歳を迎え社会保険事務所（当時）に行ったところ、この期間が未納と言われた。妻が結婚前に労務管理の仕事をしていたので、結婚してからはさかのぼって納付しようとお互いが確認し納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年４月 19 日に払い出されており、当該時点において、申立期間のうち、44 年 12 月から 45 年 12 月までの保険料は時効により納付できない上、当該期間は未加入期間であるため、特例納付による保険料の納付も制度上できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 48 年度の夏以降に２、３か月分の保険料を２年少しの期間に渡り分割してＡ区役所の出張所において、現金で納付したと主張しているが、申立期間のうち、国民年金手帳記号番号の払出時点で過年度納付可能な昭和 46 年１月以降の期間を、夏ころから、順次２、３か月分ずつ納付した場合、過年度納付可能な期間も順次時効になり、保険料を納付できなくなる可能性も高まって行く上、Ａ区では、窓口で過年度の保険料は収納しなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、２か月分の国民年金保険料 3,300 円を納付したと主張しているが、当時の保険料は月額 450 円で２か月分とすると 900 円となり、申立人の主張する額に大差となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3059

第１　委員会の結論

申立人の昭和58年４月から59年６月までの期間及び61年６月から62年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和18年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和58年４月から59年６月まで
　　　　　　　　　　②　昭和61年６月から62年３月まで

私は、会社に勤めていた時の先輩に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。年金相談で社会保険労務士から申立期間が未納となっていると言われた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかどうか覚えていないとしており、かつ、オンライン記録において、申立期間①直後の資格喪失日「昭和59年７月１日」及び申立期間②当初の資格取得日「61年６月１日」は、平成13年１月31日に記録が追加されたものと確認できることから、申立期間当時は厚生年金保険期間も含め申立期間①の始期から申立期間②の終期までは一連の未納期間であったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立期間①は月額5,800円、申立期間②は月額7,000円と主張しており、申立期間当時の実際の保険料額はそれぞれ5,830円、7,100円と申立人の主張する額におおむね一致するものの、納付書は、１年間分の保険料を納付できる型式のものが１年に１回送達されたと主張しているが、Ａ市では、ハガキ型式の納付書で４半期ごとに送付していたとしており、申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。
　加えて、申立人の夫は、国民年金に加入しておらず、申立期間は未加入期間となっている。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3060

第１　委員会の結論

申立人の昭和37年４月から40年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和15年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年４月から40年３月まで

昭和 37 年の婚姻を契機にＡ町からＢ区へ転居したが、結婚するときに父親から国民年金手帳を受け取り、国民年金保険料は３年分を前納したと言われた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その父親から国民年金手帳を受け取り、申立期間に係る国民年金保険料は、その父から前納したと聞いたと主張しているところ、昭和 36 年４月１日発行と記載された申立人提出の当該手帳には、申立期間において、検認印が確認できず、保険料前納記録欄に前納の記録も無い上、37 年４月１日付けで強制加入被保険者の資格を喪失していることが記載されている。

また、申立人は、その父親が納付した場所はＡ町役場であると主張しているところ、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は既に他界し証言を得ることができない上、同町では、当時、将来の年度に向けた国民年金保険料の納付を同町で取り扱っていたかどうかは不明であるとしており、Ａ町役場の国民年金被保険者名簿においても申立期間に係る保険料の納付は確認ができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2890

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和24年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和48年７月14日から51年１月21日まで

昭和48年から51年までＡ有限会社に正社員のＢとして勤務していた。会社からＣを借りて使用料を払うリース契約などではなかったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ有限会社が平成20年７月25日付けで、申立人に交付した在職証明書（管理台帳を基に作成）により、申立人が昭和48年７月14日から51年１月21日まで同社に在職していたことが確認できる。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと供述しているところ、事業主が保存している申立人に係る管理台帳には、氏名、生年月日及び入退社日の記載しか無く、他に賃金台帳等は保存していないことから、事業主は、給与からの厚生年金保険料の控除については不明としており、申立人については、「Ｃを借りて使用料を払い、経費は自身が負担するリース契約でないかと思われる。」と供述している。

一方、申立人と当時から交流があり、申立人が同社を退社した後、同社に入社したＤ仲間からは、「申立人は、数年は会社を辞めないという条件で給与を支払いながらＥを取得させるＦであったので、Ｃを貸すだけのリース契約の可能性は無く、常勤であると思う。」との供述が得られたほか、申立人は、昭和50年７月21日から51年１月21日までの同社における雇用保険被保険者記録があるため、リース契約ではなく、正社員のＥであった可能性を否定することはできず、また、試用期間については、２か月から３か月であったとの同僚の供述がある。

しかし、申立人と同時期に同社に在籍していた同僚からは、申立人の在

籍及び給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。
　また、Ａ有限会社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。
　さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2893

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 12 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期 間　：　①　昭和 32 年３月から 33 年１月１日まで

②　昭和 33 年１月 16 日から同年４月１日まで

③　昭和 33 年９月７日から同年 10 月１日まで

Ａ株式会社に昭和 32 年３月に入社し、33 年 10 月に退社したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が６か月しかない。厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年３月から 33 年 10 月までＡ株式会社に継続して勤務していたとしているが、同事業所は適用事業所名簿から、既に適用事業所ではないことが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は当時の年齢等をふまえると厚生年金保険料に係る控除等について知り得る立場ではなく、申立人の申立内容に係る資料も無いと回答しているため、当時の申立人の具体的な勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、当時の同僚に、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は、すべての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2894

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 39 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 57 年４月から 58 年５月２日まで

昭和 57 年４月にＡ校に入学して 59 年３月に卒業するまで、Ｂ院（現在は、Ｃ院）でＤとして勤務（仕事内容はＥ業務、勤務時間は７時 30 分から 16 時 30 分まで）していたが、Ｂ院の資格取得日が 58 年５月２日になっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ院に勤務していた同僚のうち、Ａ校で申立人と同期である複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同病院によると「当時の担当者の話によると、Ａ校の１年目は勉強を主としており、病院での業務も研修的要素が高く、労働とは考えにくいことから、社会保険に加入させなかったのではないか。」としている上、申立人とＡ校で同期である同僚も「昭和 58 年は年金等の加入について変化があったときだった。その前は、病院はＡ校の学生を社会保険等に加入させていなかったと思う。」と供述しており、昭和 58 年５月にＡ校の１年生及び２年生だったとする者が、一斉に同年５月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の同期である複数の同僚は、いずれも申立人と同様、同病院における厚生年金保険の資格取得月は昭和 58 年５月となっている。

さらに、同病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和 57 年４月１日から 58 年５月１日までに同病院で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したところ、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっ

ており欠番も無い。
　加えて、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等も入手できなかったほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
　なお、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い。
　このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2895

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 27 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 56 年５月７日から同年 12 月１日まで

昭和 56 年５月７日にＡ会Ｂ県本部に就職し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。社会保険庁（当時）の記録では、同本部に勤務していた期間のうち、同年５月７日から同年 12 月１日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤めていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、Ａ会Ｂ県本部に勤務していたことはうかがわれるが、一方、Ｃ公共職業安定所の保管する雇用保険に係る受給記録から、申立人が申立期間内である昭和 56 年６月 30 日に求職者給付に係る申し込みをしており、同年８月７日から同年 11 月４日までの 90 日間について、求職者給付等を受給していたことが確認できる上、申立人は、期間は特定できないものの、雇用保険の失業に係る給付を受給した記憶があると供述している。

また、元事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得届及び厚生年金保険料の納付については、申立てどおりに行ったと供述しているものの、同事業所は平成 15 年４月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険に係る関係資料は保存されておらず、そのため、厚生年金保険料控除の事実及び同事業所における社会保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立期間に在籍していた照会可能な 11 人の同僚のうち、回答があった３人について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険

者原票における被保険者資格取得日と本人の供述した入社日には差異があり、同記録で申立人と同じ昭和56年12月1日に被保険者資格を取得した一人は、53 年３月に入社したとしており、残る二人も同様に、本人が供述した入社日から、４か月から５か月後に被保険者資格取得日の記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2897

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和８年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和37年10月１日から38年５月１日まで

オンライン記録では、Ａ社（現在は、Ｂ社）における昭和37年10月から40年４月までの標準報酬月額が３万円と記録されていたが、平成21年11月に、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に基づいて、昭和38年５月から40年４月までの期間は３万6,000円に訂正されたが、申立期間については訂正されなかった。直前の期間には３万3,000円であった標準報酬月額が、申立期間には３万円に低下していることは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年５月から同年９月までは３万3,000円であった申立人の標準報酬月額が申立期間には３万円に低下していることは、事業主であるＢ社の保管する申立人の「勤務記録」に記載されている昇給記録に照らして納得ができないとしており、当該「勤務記録」で確認できる固定給与（基本給及び役付手当）については、申立期間の標準報酬月額の算定基礎となる37年５月から同年７月までの３か月の平均額は２万6,333円であり、申立人の主張するとおり、昇給の結果として、直前の期間の算定基礎となる同年２月から同年４月までの３か月の平均額２万3,700円からは2,633円、11.1％（パーセント）増加していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、事業主も申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている90人の同僚の昭和37年10月の定時決定による標準報酬月額を確認した

ところ、申立人と同様に直前期間からは等級が低下している者がほかに３人確認され、そのうち二人については、同年５月の随時改定で２等級以上上昇した標準報酬月額が当該定時決定で１等級低下しているところまでが申立人と一致している上、同名簿に記載された申立人等４人の当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額が遡及（そきゅう）して引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

さらに、Ａ社における申立期間前後の期間の申立人の標準報酬月額について、その算定基礎となった固定給与（３か月の平均額）と対比すると、申立期間直前の期間（５か月）は固定給与の 139％であるところ、申立期間（７か月）については 114％であり、申立期間直後の期間（５か月）は標準報酬月額が３万 6,000 円に上昇していながら 108％と比率は低下し、次の期間（12 か月）には 101％となっており、申立期間に係る標準報酬月額の算定の基礎となる期間から、申立人の時間外手当などの変動給与が減少していったことも考えられるため、同じ期間に昇給に伴う固定給与の増加があったとしても、標準報酬月額が直前の期間より低下することは必ずしも不自然ではないと認められる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2900

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和17年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年７月７日から51年７月７日まで

昭和48年７月７日に株式会社ＡにＢとして入社し、62年10月５日まで勤務したが、オンライン記録では申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。被保険者資格の取得日となっている51年７月７日は、グループ会社である株式会社Ｃへ異動した日であり、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について株式会社Ａに勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しており、同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Ａは既に解散し、当時の代表者から回答が得られないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認ができない上、申立期間に在籍していた複数の同僚は、「申立人は、代表者の親族であり、ＤではなくＥとして勤務はしていたが、勤務期間や保険料控除は不明である。」と供述し、「自分の厚生年金保険の加入時期は記録どおりであると思う。厚生年金保険被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致している。」とも供述している。

また、株式会社Ａに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日は、昭和51年７月７日と記載されており、オンライン記録と一致している上、不審な点は見当たらない。

さらに、雇用保険の被保険者記録でも、申立人の当該事業所における被

保険者資格の取得日は、昭和 51 年７月７日となっていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2902

第１　委員会の結論
　申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
　氏　　　　名　：　女
　基礎年金番号　：
　生 年 月 日　：　昭和 38 年生
　住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
　申 立 期 間　：　平成元年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
　前職のＡ所に臨時職員として勤務していた際、上司から同事業所の契約期間終了後の平成元年 11 月 16 日からＢ町役場（現在は、Ｃ町役場）での仕事の紹介を受け、同日から同役場に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 1 日となっているため、同年 11 月 16 日に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由
　Ｃ町役場では、申立人に係る賃金台帳等は保存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。
　また、Ｄ局に申立人が上司とする人物について照会したものの、該当者は見当たらないとの回答であった。
　さらに、Ｂ町役場で昭和 63 年４月１日から平成２年４月１日までに資格を取得した 31 人の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、全員が１日に資格を取得している上、当時の担当者は、資料が無いのではっきりしたことは言えないが、当時は、月の途中での加入というような方はほとんどいなかったと思う旨の供述をしている。
　加えて、同時期にＢ町役場にて被保険者記録が確認でき所在の確認できた 11 人に照会したが、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。
　なお、申立人が所持している厚生年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録（１）」欄には、Ｂ町役場の名称と被保険者となった日（平成元年 11 月 16 日）が記載されているものの、通常、当該欄は社会保険事務所

（当時）において、記載していないことから、これをもって申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと判断することは困難である上、当時の担当者は、厚生年金保険の被保険者期間について、年金手帳に記載することはなかった旨の供述をしている。

　このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2903

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 25 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年１月から平成元年２月まで

申立期間は、Ａ有限会社において、荷物の運送業務及び倉庫での在庫管理補助業務に従事しながら勤務していた。この間、厚生年金保険と健康保険に加入し、保険料を給与から控除されていたと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、Ａ有限会社において、昭和 61 年 10 月１日に被保険者資格を取得し、平成元年２月 15 日に同事業所を離職していることが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びＡ有限会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 57 年４月 16 日付けで健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以後に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認ができない。

また、Ａ有限会社の元事業主は所在不明で照会できないが、同僚照会に回答のあった同僚は、「申立期間当時、事業主を同じくするＢ株式会社とＡ有限会社とがあり、Ｂ株式会社に勤務していた従業員は厚生年金保険に加入していたが、Ａ有限会社は従業員が 30 人くらい在籍していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、Ａ有限会社で勤務した別の同僚は、「同社に昭和 47 年５月から勤務していたが、57 年４月に社会保険から外され保険料は控除されていなかった。その後、Ｂ株式会社で 59 年１月に社会保険に加入した。」と回答していることから、Ｂ株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2905

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和16年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和38年４月５日から39年３月11日まで

②　昭和39年３月11日から41年12月16日まで

60歳の時に、社会保険事務所（当時）で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を支給されたとする当時は、脱退手当金制度があることも知らなかったし、受け取った記憶も無く、当然に年金をもらえるものと思っていたので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約３か月後の昭和42年３月４日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2907

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 10 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 28 年８月から 29 年６月まで

Ａ大学Ｂ部での学費を稼ぐために当時Ｃ地にあったＤ社に昭和 28 年８月から 29 年６月まで正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。50 年以上も前のことなので厚生年金保険料が控除されていたと思うがはっきりしない。Ｄ社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするＤ社は、事業所名簿の記録によると厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、当該事業所が所在していたとする区域を管轄する法務局においても、商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人は、「当時の従業員は旦那さん夫婦と妹さんと私であったが、妹さんは、Ｅ大学に進学のため３人となった。」と供述していることから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、Ｆ商工会議所及びＧ会にＤ社について照会したところ、「当時、Ｄ社名の事業所が所在地付近で会員になっている記録は無い。」との回答であり、Ｈ組合（昭和 33 年４月１日に発足）は「Ｄ社名の事業所は発足と同時に加入した記録はあるが所在地及び事業主が相違している。当該事業所はＩ社と名称を変更した後、平成 14 年に脱退している。」と回答している。なお、申立人が記憶している事業主名及び上記Ｈ組合に記録が残る事業主名で厚生年金保険被保険者記録を調査するも見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も

保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。
　このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2908

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 35 年 10 月９日から 38 年５月１日まで

私は、昭和 35 年 10 月に、株式会社ＡにＢとして入社し、同社が 38 年４月に倒産するまで勤務した。記憶では同社では失業保険や健康保険にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、Ｃ市の株式会社Ａに勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の提出した辞令や写真及び申立人が名前を挙げた同僚（年金記録確認Ｄ地方第三者委員会において、株式会社Ａへの申立案件があり、当該調査の過程で同委員会の申立人を含む多数の同僚に「Ｅ株式会社」の健康保険厚生年金保険被保険者原票に厚生年金保険の記録が残されていたため、当該記録（23 人）から本件申立人が名前を挙げた同僚（９人）を特定し照会を行った。）の供述から認められる。

また、Ｅ株式会社の被保険者原票には、申立人の氏名が見当たらない上、同社での厚生年金保険被保険者の記録があり申立人が記憶している複数の同僚も「申立人は、Ｅにはいなかった。」と供述している。

さらに、申立人自身も同社勤務の記憶は無い。

一方、Ｆ会名簿に「株式会社Ａ」の加入の記録は無く、Ｇ組合も「当時の資料が無く同社の当組合加入は不明。」と回答している上、Ｈ年金事務所の事業所索引名簿に、Ｃ市において、「株式会社Ａ」という名称の事業所は無いことから、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかっ

たと考えられる。

また、同社は昭和 38 年４月 30 日に解散し事業主も住所不明のため供述を得られないが、申立人が名前を挙げた同社役員は、「Ａは手広く事業を行っていたが、実態はＩの割賦の支払で資金繰りが苦しく、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、事務員も、「Ａは厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から保険料控除は行っていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚はいずれも株式会社Ａでの厚生年金保険の記録が無い上、申立人の申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2909

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年７月１日から 52 年３月 31 日まで

短大を卒業して初めての勤務が、Ａ駅近くのＢのＣ社であった。同社に当時、Ｄとして勤務していたことを証明する資料は何も残っていない。しかし、年２回春と秋にＥ銀行のＦ運動場を借りて野球大会が実施され、その運営のアシスタントとして活動したことを覚えている。厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている昭和 51 年７月１日以降に撮影された写真も残っており、52 年３月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は、昭和 51 年５月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年７月１日に喪失していることが確認できる。

一方、Ｃ社は、事業所名簿により、昭和 51 年７月１日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

なお、申立期間については、Ｇ団によると、Ｃ社は昭和 51 年７月１日にＨ法の新規適用を受けており、申立人は、同年同日から 52 年３月 27 日までＩ制度の加入者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2910

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 52 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 14 年５月 31 日から同年６月１日まで

ねんきん特別便の記録では、Ａ株式会社での被保険者期間が平成 12 年５月１日から 14 年５月 31 日までとなっているが、実際は同年５月 31 日まで勤務していた。

平成 14 年５月分の給与から厚生年金保険料が控除されており、退職日は同年５月 31 日で、資格喪失日は同年６月１日が正しいはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、平成 12 年５月から 14 年５月までの 25 か月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、事業主は、「保険料控除方法は当月控除である。」と回答していることから、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録から、Ａ株式会社に係る申立人の被保険者記録は、資格取得日が平成 12 年５月１日、資格喪失日が 14 年５月 31 日、被保険者月数が 24 か月として記録されていることが確認できるとともに、同社における申立人の雇用保険加入記録においても、資格取得日が 12 年５月１日、離職日が 14 年５月 30 日となっていることが確認でき、オンライン記録と合致する。

また、事業主から提出された申立人の退職届（写し）では、申立人が平成 14 年５月 30 日に退職する旨を記載しているとともに、事業主が申立人に発行した厚生年金保険被保険者資格喪失連絡票には、申立人の資格喪失日が同月 31 日と記載されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A株式会社で勤務していたものとは認められず、同社における厚生年金保険被保険者の要件を具備していなかったと認められる。

なお、被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第１項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第２項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、資格喪失月を被保険者期間に算入することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成 14 年５月の厚生年金保険料を事業主により同年５月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2911

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和５年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 30 年から 31 年４月１日まで

昭和 30 年前後に勤務していた職歴の記載があるＡ庁の人事記録（写し）が見つかったが、Ｂ施設（現在は、Ｃ施設）内のＤで正社員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

Ａ庁（当時）の人事記録（写し）によると、申立人が申立期間に勤務したとするＢ施設（Ｅ課）の勤務は、昭和 29 年２月から 39 年１月までとなっているものの、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできない。

また、多くの同僚も既に亡くなっており、連絡の取れた当時の同僚３人は、「人数も多く、申立人の勤務実態については不明であるが、当該事業所はＦの直接雇用となり、最初は健康保険のみの加入で、昭和 31 年４月１日から厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和 28 年９月１日に政府管掌健康保険のみの適用事業所となり、厚生年金保険の適用は 31 年４月１日からとなっており、上記同僚の供述と合致している上、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日も 31 年４月１日からとなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は全員無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2913

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 46 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成４年４月１日から５年４月１日まで

平成２年３月に高校卒業後、「Ａ校」入学と同時にＢ院（現在は、Ｃ院）へ就職し、学校に通いながら病院に勤務していた。２年後にはＤの免許を取得し、４年４月１日から５年３月 31 日まで常勤のＤとして勤務していたが、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、Ｃ院の申立人に係る給料支払明細書の記載内容及びＥ組合の加入記録から、申立人が申立期間において、Ｂ院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、Ｂ院は、平成５年４月７日に厚生年金保険の任意適用事業所の認可を受けていることが確認できる。

また、事業主及び申立期間当時に経理社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「申立期間当時は常勤の従業員が３人から４人であったため、厚生年金保険の加入手続を行っていない。」と供述しており、同医院は申立期間当時において、医療法人として登記前（Ｂ院のＣ院としての登記は、平成９年２月 21 日）であり、強制適用の対象事業所ではないことが推認できる。

さらに、事業主から提出された申立人に係る給料支払明細書により、申立期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2915

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 20 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年９月から 45 年 12 月まで

Ａ株式会社に昭和 44 年９月から 45 年 12 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立事業所であるＡ株式会社及び同社の同僚が勤務期間は不明であるが申立人が勤務していたと供述する関連会社のＢ株式会社について、両事業所の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保管してなく、申立人の厚生年金保険料控除等については不明としている上、両事業所の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、Ａ株式会社及びＢ株式会社が昭和 44 年 10 月１日に加入したＣ基金では、両事業所に係る加入記録に申立人の氏名は確認ができないとしている。

さらに、Ａ株式会社及びＢ株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無い。

なお、雇用保険の適用事業所であったＢ株式会社に、申立人の雇用保険被保険者記録は確認ができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2919

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和22年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期 間　：　昭和45年７月30日から同年10月１日まで

昭和45年７月30日にＡ株式会社に入社し、現在まで継続勤務しているが、入社から同年 10 月１日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びＢ組合から提出された被保険者照会の回答から、申立人が申立期間において、Ａ株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかし、同社は、申立人の職種については、申立期間当時において、３か月間の試用期間を設けていたとしている上、試用期間中における厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明としている。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、連絡先が判明した者13人全員に問い合わせたところ、５人が回答しているが、そのうち入社日を記憶していた４人について、それぞれが記憶する入社日から同名簿により調査した厚生年金保険加入日まで２か月から３か月の期間があることが確認できる上、入社直後に試用期間又は見習期間があったと供述した者の中に、当該期間中における同社の健康保険組合への加入については二人が記憶していたものの、厚生年金保険料の控除について具体的な記憶を持つ者はいなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた、同じ職場で同じ業務に就いていた同僚４人からは、申立人の申立期間における社会保険の取扱いは不明との供述

が得られ、このうち一人は、「入社した昭和38年ころは６か月間の試用期間があり、入社直後の２か月間については同社の健康保険組合には加入していたが、厚生年金保険被保険者とされていない。」と供述していることから、同社においては過去の一定期間について試用期間が設けられており、入社と同時には厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録を確認することはできず、申立人の記録について確認できるのは、オンライン記録と同じ昭和45年10月１日の被保険者資格の取得時からであった。

一方、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2920

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 17 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 57 年８月ころから同年 11 月ころまで

株式会社Ａ（現在は、株式会社Ｂ）にパート従業員として昭和 57 年８月ころから勤務し、電話番、留守番及びＣ等の業務に就いていた。退職したのは、同社がＤのＥ内にＦの開業準備をしていた時期であり、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間が欠如している。この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の株式会社Ａにおける業務についての供述内容及び同社がＤのＥでのＦ開業を昭和 57 年 11 月と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社は、申立期間における正社員及びアルバイト・パートの在籍者の名簿の中に申立人の記録は見当たらないと回答している上、申立期間の株式会社Ａに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は見当たらず、整理番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

また、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人と同時期に同社において、被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 21 人に申立人について問い合わせたところ、13 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、回答した同僚のうち入社日を記憶している者について、健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、入社日と資格取得日がおおむね一致していることが確認できる

上、同僚のうち一人は、同社において、試用期間や見習期間等は無く、原則として厚生年金保険には入社と同時に加入させていたが、採用時において、３か月程度以内の短期間の雇用を予定している者については加入させていなかったと供述している。

　加えて、申立人の当該事業所における申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

　なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2921

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和８年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和35年11月ころから36年５月ころまで

昭和34年12月31日まで株式会社Ａの社員だったが、その後請負社員（受取社員）として同社に勤務した。その間社会保険には加入していなかったが、35年11月ころ病気（手のけが）を契機に再入社し、36年５月ころまで正社員として同社に勤務した。社会保険にも加入したが、２倍の保険料を支払うことが条件だった。この間の６か月間について厚生年金保険被保険者の記録が抜けているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの株式会社Ａに勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、元事業主は「申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことを確認できる資料は無く、控除したかどうかは不明である。また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も高齢で記憶が定かでないため申立人の勤務状況の詳細についてはわからない。」と供述している。

また、申立人は、「昭和34年12月末日でいったん退職して独立したが、退職後も継続して退職前と同じ仕事を行っており、当該事業所の設備を借りて仕事を行う必要があったため、退職後の作業場も当該事業所内であった。」と供述している。

なお、同僚は、「申立人が昭和34年12月末日で退職していたことは知らなかった。35年１月以降も継続して勤務していたと思っていた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険番号も連続しており欠落は無い。

そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案2922（事案225の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和14年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和29年３月10日から31年９月30日まで
②　昭和33年８月１日から35年９月30日まで
③　昭和35年９月30日から36年10月30日まで

平成20年８月22日付け関東相第89号の「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」の内容について、不服があるので再度申し立てる。

申立期間①は、昭和29年３月10日から31年９月30日までＡ社に勤務し厚生年金保険料が控除されていた。申立期間②は、33年８月１日から35年９月30日までＢ社に勤務し厚生年金保険料が控除されていた。今回新たに同僚３人の名前も分かった。

再調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、今回新たに申し立てる申立期間③は、Ｂ社が名称変更となった株式会社Ｃの期間であり、昭和35年９月30日から36年10月30日まで勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①及び②に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年８月22日付けで年金記録の

訂正は必要ではないとする通知が行われている。
当該期間については、本申立てにより再度審議を行った、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。
なお、申立期間②について、同僚照会に回答があった同僚二人については入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日におおむね６か月間の相違があることから、Ｂ社においては、当該６か月間程度の試用期間があったことがうかがわれる。
そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

2　申立期間③については、今回、再申立書に記載された同僚３人を含め８人の同僚を調査したところ、３人（うち二人は再申立書に記載された同僚）が、申立人は、申立期間③において、株式会社Ｃに勤務していたと供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③において、株式会社Ｃに勤務していたことはうかがえる。
しかしながら、オンライン記録により、申立人は、申立期間③中である昭和 35 年 10 月１日には国民年金に加入し、36 年４月から同年 10 月まで国民年金の保険料を全額納付していることから、申立期間③のうち、36 年４月以降は事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。
また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が見当たらないほか、申立人の申立てどおりの届出を事業主が行った証拠が見当たらない。
なお、当該事業所は既に解散しており、元事業主も高齢であるため記憶も定かでないとしていることから、申立内容を確認できる供述を得ることはできない。

3　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案 2923

第１　委員会の結論
申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申 立 期 間　：　平成６年２月 28 日から７年８月 11 日まで
私は、平成４年３月 11 日から７年８月 10 日まで株式会社Ａに勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由
雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録により確認できる複数の同僚（３人）の供述により、申立人は、申立期間を含めて、株式会社Ａに勤務していたことが推認できる。
しかしながら、オンライン記録において、申立人は、株式会社Ａが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成６年２月 28 日と同日において厚生年金保険被保険者としての資格を喪失し、当該喪失に係る届出に際して健康保険証が滅失した旨を届け出ていることが確認できる上、資格喪失日と同日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。
また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成６年２月 28 日まで被保険者記録が確認できる同僚に照会し回答があった７人のうち二人は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降もそれぞれ同年５月又は同年９月まで継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主から控除されていたとしているが、給与明細書等は無いと供述していることから当該事実を確認することができない。
さらに、事業主の妻は、事業主は海外におり、会社は既に倒産しており当時の資料は保管していないと供述しているため、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない上、商

業登記簿上の役員二人によると申立期間当時は既に退職しているとしていることから、申立期間における申立人の勤務状況についての具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当らない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。